

令和7年 建築士試験「学科の試験」において  
使用が認められる法令集の追録に対する問合せについて

法令集の追録の使用について、多く問合せがありましたので、受験要領に記載の「使用が認められる法令集の条件」をご確認いただくとともに以下のQ&Aをご参考ください。

なお、使用できない追録は、試験開始前にカバンの中にしまってくださいになりますのでご注意ください。

Q 1 使用する法令集とは違う書籍の追録や発行年が違う追録は、使用できますか。

A 1 使用できません。使用する法令集に付随している追録のみ使用できます。

**■持込できない組合せの例■**

使用する法令集に付随しない追録は使用できません。  
(出版社が異なる)


+


A出版社  
令和7年度版  
法令集

B出版社  
令和7年度版  
追録

**■持込できない組合せの例■**

使用する法令集に付随しない追録は使用できません。  
(年度が異なる)


+


A出版社  
令和6年度版  
法令集

A出版社  
令和7年度版  
追録

Q 2 使用する法令集とは違う書籍の追録や発行年が違う追録は、2冊まで持ち込める法令集の1冊として数えて使用することはできますか。

A 2 使用できません。使用する法令集に付随している追録のみ使用できます。

**■持込できない組合せの例■**

使用する法令集に付随しない追録は、2冊まで持ち込める法令集の1冊に数えることはできません。


+


A出版社  
令和7年度版  
法令集

B出版社  
令和7年度版  
追録

Q 3 出版社のホームページ等で公開しているものをプリントアウトした追録は、使用できますか。

A 3 使用できません。ホームページからプリントアウトしたものやコピーしたものは、使用できません。

**■持込できない組合せの例■**

出版社のホームページ等で公開されている追録を自身で印刷したものや、コピーしたものは使用できません。


+


A出版社  
令和7年度版  
法令集

A出版社  
令和7年度版  
追録のコピー

Q 4 使用する法令集に追録の条文を書き込むことはできますか。

A 4 条文等の書き込みはできません。書き込み等ができる条件は、受験要領に記載の「使用が認められる法令集の条件」を満たす必要があります。

(参考)「学科の試験」において使用が認められる法令集について (受験要領抜粋)

一級建築士試験 [https://www.jaeic.or.jp/shiken/1k/notes\\_on\\_the\\_day.files/horeishu.pdf](https://www.jaeic.or.jp/shiken/1k/notes_on_the_day.files/horeishu.pdf)

二級・木造建築士試験 [https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/notes\\_on\\_the\\_day.files/horeishu.pdf](https://www.jaeic.or.jp/shiken/2k/notes_on_the_day.files/horeishu.pdf)